

町民課からのお知らせ

土地・家屋調査にご協力ください

八百津町では、固定資産税を課税する上で適正な評価をするため、調査地区を定め土地と家屋の調査を行っています。

調査方法は、固定資産評価補助員である八百津町の職員が現地調査し、固定資産税が課税されている土地や家屋の図面と実際の家屋を照らし合わせながら、外観確認します。調査に当たり確認のためお問い合わせをする場合がありますので、担当職員が訪問した際はご協力をお願いします。

なお、職員は固定資産評価補助員証を携帯し、名札を着用します。

土地・家屋調査については下記のとおりです。

【土地】

土地は画地台帳等に登録されている内容と比較し、現況の地目などを調査します。

【家屋】

1. 家屋を新築または増築したときに、所有者に事前連絡などを行いながら評価を行う「新築・増築調査」
2. 家屋課税台帳に登録されている内容（所在地番・用途・構造・床面積など）と比較し、増築や未調査の家屋、取り壊しなどがある家屋を調査する「全戸調査」

□お問い合わせ 役場1階 町民課 資産税係 ☎43-2111（内線2118）まで



家屋の新築・増築・取り壊しは役場に届出を

次のようなときは役場1階 町民課 資産税係に届け出をお願いします。

【新築・増築をしたとき】

評価は、完成した家屋から順次行っていますが、評価が入居後になる場合があります。入居前に評価をご希望される方は、完成後お早めにご連絡ください。

【取り壊しをしたとき】

- ※届出がないと課税されてしまうことがありますので、お早めにご連絡ください。
- ※取り壊した建物や、変更後の建物の用途によっては、住宅用地の特例措置が受けられなくなる場合がありますのでご注意ください。



【未登記家屋の所有者を変更したとき】

※手続きをされないと、翌年度以降も前の所有者に課税されてしまいますので、忘れずにお届けください。

□お問い合わせ 役場1階 町民課 資産税係 ☎43-2111（内線2118）まで

産業課からのお知らせ

農地の利用状況調査について（農業委員会）

平成21年に農地法が改正され、毎年1回町内の全ての農地を対象に、現在の利用状況を確認する「利用状況調査」の実施が義務づけられました。

つきましては、10月から11月にかけて農業委員が巡回して調査を行いますので、みなさまのご理解とご協力をお願いします。

また、耕作放棄地と認定されると、指導の対象となりますし、不耕作地の放置は、周辺への雑草・病害虫の拡大の原因となり、火災やゴミの不法投棄・交通の障害・景観を損なうなど周辺農地以外の生活環境にも悪影響が出ます。

これらのことをご理解頂き、草刈、除草シートの敷設等、農地の適正な管理をお願いいたします。

□お問い合わせ 八百津町農業委員会（役場2階 産業課内） ☎43-2111（内線2257）まで